

スマート農業普及推進に係るホームページ運営管理業務 に係る公募型プロポーザル募集要領

1 目的

県では、令和7年度から農業者が適切にスマート農業の導入が図られるよう官民が連携し、スマート農業技術の導入を推進する「福島県スマート農業普及推進プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）」を設置するとともに、ホームページを新設し、スマート農業技術や試験研究で開発された先端技術に係る情報を収集・発信しています。

本要領は、このホームページの運営管理に関する業務の業務委託予定者を決定するための公募型プロポーザルに関し必要な事項を定めたものです。

2 事業概要・仕様

(1) 委託事業名

スマート農業普及推進に係るホームページ運営管理業務

(2) 委託費の上限額

1, 740千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含みます。

(3) 業務内容

別紙「スマート農業普及推進に係るホームページ運営管理業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たした者としします。

- (1) 令和3年度から令和7年度までに、国、地方公共団体、国・地方公共団体の外郭団体、又は商工団体を発注者とするウェブサイトを作成した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(8) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始	令和8年2月20日（金）
質問書の提出期限	令和8年2月27日（金）17時まで
質問書への回答	令和8年3月4日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年3月9日（月）17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年3月16日（月）17時まで
一次審査結果の通知	令和8年3月18日（水）予定
二次審査会（プレゼンテーション）	令和8年3月24日（火）予定
二次審査結果の通知	令和8年3月27日（金）予定
契約締結	令和8年4月頃

5 質問書の受付

(1) 受付期間

令和8年2月20日（金）～令和8年2月27日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

質問書（第1号様式）

※ 様式については、福島県農林水産部農業振興課のホームページ
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>) からダウンロードして入手してください。

(3) 提出方法

郵送、持参又は電子メールによること。

※ 電子メールで送信後は、電話で着信確認してください。

(4) 回答

提出されたすべての質問及び回答は、令和8年3月4日（水）を目途に農業振興課ホームページに掲載します。

6 参加申込み

(1) 提出期限

令和8年2月20日（金）～令和8年3月9日（月）17時まで

(2) 提出先

「13 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(3) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）等

※ 様式については、福島県農林水産部農業振興課のホームページ
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>) からダウンロードして入手してください。

(4) 提出方法

送付、持参、又は電子メールによること。

※ 電子メールで送信後は、電話で着信確認してください。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月16日（月）17時まで（必着）

(2) 提出先

「13 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(3) 企画提案書

ア (ア)～(カ)に記載した内容を踏まえた企画提案書としてください。

イ フォントの大きさは11ポイント以上としてください。

ウ 様式は任意としますが、全体でA4判横の両面10枚以内（20頁以内）としてください。（表紙はカウントしません。必要に応じてA3判の折り込みも可としますが、片面2頁としてカウントします。）

- (ア) 企画提案書は仕様書に記載している内容を円滑かつ着実に、また効果的に遂行するために、事業目的や業務内容を踏まえた提案を記載してください。
- (イ) 企画提案書内にサイトの画面構成・デザインのイメージがわかるような画像を入れてください。（制作実績のあるWebページの画像でも可）
- (ウ) 契約締結後から履行期限までの間で、取組内容についてどのようなスケジュールで進めるのかを提示してください。
- (エ) 当事業の目的を達成するための業務実施体制について提示してください。また、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記してください。
- (オ) 積算内訳書を提示してください。記載にあたっては、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載してください（機材費、人件費、交通費、通信費、印刷費等）
- (カ) 国、地方公共団体、国・地方公共団体の外郭団体、又は商工団体から受注した委託事業実績一覧（令和3年度～令和7年度）を提示してください。

(4) 提出方法

送付又は持参（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません）

(5) 提出部数

提出部数は10部とします。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。また、提出書類等は返還しません。

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

県が別に定める「スマート農業普及推進に係るホームページ運営管理業務に係る公募型プロポーザル審査実施要領」に基づき、審査基準（別記）に基づく審査を行い、基準点以上の者の中から総合点数が最も高い提案者を業務委託予定者として選定します。

なお、福島県内に事業所を置く者を優先するものとし、福島県内に事業所を置く者がいない場合は、福島県外に事業所を置く者から選定を行います。

ア 一次審査

参加者の企画提案書について審査基準（別記）に基づき書面審査を行い、二次審査におけるプレゼンテーション対象者を選定します。

なお、参加者が5者以内の場合は、一次審査を行わず、すべて二次審査の対象とします。

イ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、企画提案書のプレゼンテーションを実施します。県は、プレゼンテーションをもとに総合的に評価し業務委託予定者（随意契約の候補者）を選定します。

(2) 一次審査結果の通知

ア 期日

令和8年3月18日(水)(予定)

イ 発表方法

企画提案書を提出した参加者に対して、書面で通知します。

(3) 二次審査会

ア 期日

令和8年3月24日(火)(予定)

※ 正式な開催日時及び場所は別途通知します。

イ 発表時間

プレゼンテーション時間は20分以内(12分以内の説明、8分以内の質疑)とします。

ウ その他

会場に入室できる人数は3名までとします。

参考資料(プレゼンボード、写真等)の持ち込みは可としますが、追加資料の配付は認めません。

9 審査結果の通知

(1) 期 日：令和8年3月27日(金)(予定)

(2) 発表方法：二次審査会参加者全員に対し、書面で通知します。

審査結果は農業振興課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表します。

10 不適格事項

下記のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

(1) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(3) 提出書類に不備があった場合

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又起訴された場合

(6) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案に対する援助を直接又は間接的に求めた者が企画提案した場合

(7) 本募集要領に違反すると認められる場合

(8) その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

11 契約手続

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

なお、業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、業務委託予定者が契約を辞退した場合又は3のいずれかを満たさないこととなった場合は、審査の総合評価が次点であった参加者と協議します。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定します。

なお、見積金額は上限額を超えないものとします。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができることとします。

(4) その他

当業務は、今後、福島県における予算の執行が可能になったときに確定するものとします。

12 その他

(1) 採用した作品等の権利は、すべて福島県に帰属するものとします。

(2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合があります。

なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作にあたっては必要な許諾を得てください。

(3) 企画提案のあった規模等を下回ることにはできないため、実現可能な提案としてください。

13 問い合わせ先及び提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎9階）

福島県農林水産部農業振興課（担当：若月）

電話 024-521-7339

E-mail nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp

(別記)

審査基準

1 評価項目

評価項目	評価の視点	配点
1 事業の考え方	・本県のスマート農業の取組状況と、理解促進や普及拡大を図るための考え方は妥当か 等	5点
2 事業の取組内容	・Webページの構築は利用者（農業者等）にとって分かりやすく利用しやすくなっているか ・オンラインセミナーは利用者（農業者等）が興味を持ち、視聴しやすい内容になっているか ・サイトの運営・保守管理は適切か ・サイトへのアクセスが増加する工夫がされているか ・独自提案の内容はサイト閲覧者や県にとって有益なものとなっているか 等	50点
3 事業実施のスケジュール	・事業の履行の確実性があるか 等	10点
4 事業の実施体制	・実施体制、業務遂行能力は十分か ・これまでの受託した自治体からの業務は十分にあるか 等	10点
5 事業費の妥当性	・サイトのWebページの構築・オンラインセミナーの実施等に関する事業費は妥当なものになっているか ・継続的な運用を考慮し、サイトの運営・保守の事業費が高額となっていないか	25点

2 業務委託候補者の決定について

- (1) 配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた配点合計の60%を最低基準点とし、最低基準点に到達しない場合は採択しない。
- (2) 福島県内に事業所を置く者を優先するものとし、福島県内に事業所を置く者がいない場合は、福島県外に事業所を置く者から選定を行う。
- (3) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、最低基準点以上の合計得点である者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とする。
- (4) 合計得点が最も高い者が二者以上あるときは、審査委員会において協議した上で、多数決により決定する。